

タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所 業在 者地	営業所名 営業所 業在 者地	処分 年月日	処 分 内 容	主 違 反 の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局 管内累 積点数
1	金星自動車株式会社(法人番号1430001004286) 代表者吉野僚哲	北海道札幌市清田区北野1条1丁目9番1号	北野営業所 北海道札幌市清田区北野1条1丁目9番1号	R5.5.22	輸送施設の使用停止(35日車)	道路運送法(以下「法」)第20条、法第27条第3項	令和4年12月15日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	4	4
2	室蘭つばめ交通株式会社(法人番号9430001057153) 代表者小村一隆	北海道室蘭市東町2丁目5番地10号	本社営業所 北海道室蘭市東町2丁目5番地10号	R5.5.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年10月14日、長期未監査を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事故の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条の2)、(2)新任運転者に対する指導、監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)地理・応接の指導監督の記録義務違反(運輸規則第40条第3項)	1	1
3	北広島第一交通株式会社(法人番号7430001052354) 代表者西本厚三	北海道北広島市大曲末広4丁目1-6	北広島営業所 北海道北広島市大曲末広4丁目1番6号	R5.5.22	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月24日及び令和5年2月6日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第2項)、(2)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

